

消防車両の不正利用等に関する件

通報内容	<p>本件は、消防車両を不正に使用して隊員の通院搬送を行ったこと及び当該搬送時に職務専念義務違反があったこと、さらには、不当な嫌がらせを受けているとする通報である。</p>
委員の対応・不対応の判断及びその理由	<p>所属調査報告書によると、特定日の18時頃に、A隊員が通勤中に発症した腰痛が悪化したことから本件搬送行為を行ったことが認められる。</p> <p>1 消防車両の不正使用について</p> <p>消防車両の運用に当たっては、消防災害通信取扱規程及び消防災害通信取扱規程実施要綱（以下両者を合わせて「取扱規程等」という。）において、消防隊等の状況を把握するために、司令課運用、欠隊、署外活動等を行う場合の手続が定められている。</p> <p>本件搬送行為については、当日の消防日誌において、当該時間帯に署外活動の一つである「事務連絡」として行動していたものとして記録されているが、所属によれば、「事務連絡」とは、訓練、査察、水利調査等以外の業務上の調整を行うために消防隊や救急隊等で消防署所を離れることを意味するといふのであるから、隊員を医療機関に搬送する行為を「事務連絡」として行うことは、相当であったとはいひ難い（所属も同旨の見解を示している。）。</p> <p>また、横浜市消防職員服務規程第4条は、「職員は、職務の内外を問わず、職務に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事故等が生じたときは、速やかにその事実を上司に報告しなければならない。」と規定しているところ、本件搬送行為は、A隊員の腰痛が悪化し歩行困難となったために行ったといふのであるから、職務に影響を及ぼすおそれのある事故等が生じたものとして、隊長は上司に報告する必要があったものと解される。</p> <p>さらに、警防規程事務処理要綱においては、消防隊の編成基準は5名とされているものの、消防署長において、気象状況等を勘案し、必要と認められるときは、最低出場編成人員を4名として増減できること（同2項）や、緊急かつやむを得ない場合に限り、一時的に最低出場編成人員未満の人員で部隊を編成し、又は部隊の運用を停止することができること（同3項）が定められている。</p> <p>本件搬送行為のときは最低出場編成人員を下回る3人の人員の部隊編成であったことが認められ、そうである以上は、一時的に最低出場編成人員未満の人員で部隊を編成するか、部隊の運用を停止するのかについて、署長の指示を求めべく、署長に対し状況を報告することが必要と解されるのであって、このような報告がなされなかったことは、不相当といふべきである。</p> <p>したがって、B隊長が上司にA隊員が業務に従事できなくなったことを報告することなく本件搬送行為を行ったことは、取扱規程等、横浜市消防職員服務規程及び警防規程事務処理要綱にそれぞれ抵触する行為であったといふほかない。</p> <p>2 職務専念義務違反について</p> <p>所属は、本件搬送行為の際、3人の職員は消防車両に乗車し、いつでも災害出場できる態勢を保持していたことを根拠に、本件搬送行為について、直ちに職務専念義務違反にはあたらないとの見解を示している。しかし、本件搬送行為に関しては、職務に影響を及ぼすおそれのある事故等が生じたものとして、隊長は上司に報告する必要があったものと解されるのであって、「3人の職員は消防車両に乗車し、いつでも災害出場できる態勢を保持していた」と判断することには疑義が残るところであるが、他方で、本件搬送行為が人道的見地からなされたことも踏まえると、本件搬送行為を行った職員3名について、職務専念義務違反として問責することが相当であるとも認め難い。</p> <p>3 不当な嫌がらせについて</p> <p>実際にどのような嫌がらせがあったのかということについては判然としないものの、所属において、係の全職員に対するヒアリングが実施され、消防隊と救急隊がお互いに</p>

	<p>会話をしない、挨拶をしない等の行為の存在や、日頃の消防隊と救急隊のコミュニケーション不足により人間関係が悪化し、挨拶や業務上の情報共有に支障が発生していたこと、上司の立会いのもと、対象職員とC隊長の話合いの場を設けたこと、職場環境問題について、署長から関係職員に対して、所属長口頭厳重注意等が実施されたことが認められるから、すでに所属における指導等の対応がなされていることも明らかである。</p> <p>4 結論</p> <p>以上のとおり、本件搬送行為については服務規程等に反する不適切な行為であったが、これに対しては所属において関係職員に対し厳重注意を行っており、一定の対応が図られたと考えられる。また、その後の職場トラブルに対しても既に対応されている。そのため、当委員会としては本件について勧告は行わないが、所属に対して、消防業務は市民にとって非常に重要なサービスであることから、業務中の緊急事態発生時においても適正な事務手順の遵守を徹底し、確実に指令に対応できる体制の確保を進めること、また、隊員間の連携が円滑に行われ、職場全体で風通しの良い職場環境づくりを進めていくことを伝えて対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>人道的な理由があったとしても、要綱に従った報告を実施せず、医療機関に搬送した行為は看過できず、万一の災害発生に備えた出場体制が確保できていなかったことは、大いに反省を促す必要があるとともに、関係職員へのヒアリングで判明した職場環境の問題についても注意を促すため、署長から関係職員に対して、所属長口頭厳重注意等を実施した。</p> <p>更に、本件事案の発生した部署の職員に対し、一連の顛末を伝え、今後もこのようなことが起こらないよう監察を行いながら、注意深く指導を継続していく。</p>